

消費税等相当額並びにその額に係る表示及び請求の方法に関する説明書
(離島等供給約款)

当社は、このたび、電気事業法第21条第1項の規定にもとづき届出を行なった離島等供給約款(2023年6月1日実施)において、消費税等相当額を含んだ料金率等を変更することといたしましたので、電気事業法施行規則第36条の規定にもとづき消費税等相当額並びにその額に係る表示及び請求の方法に関する説明書を提出いたします。

なお、請求の方法については、従前のおりでございます。

また、離島等供給約款〔低圧用〕のⅢ(契約種別および料金)、附則3(料金前払契約のお客さまについての特別措置)および附則4(低圧蓄熱調整契約のお客さまについての特別措置)に定める料金率等に含まれる消費税等相当額の端数処理については小数点以下第3位で、別表2(燃料費調整)に定める基準単価および別表3(離島ユニバーサルサービス調整)に定める離島基準単価に含まれる消費税等相当額の端数処理については小数点以下第4位で四捨五入しております。

(1) Ⅲ(契約種別および料金)に定める料金率等

区分および単位	料金率等	消費税等相当額
	円	円
定額電灯		
需要家料金		
1 契約につき	104.50	9.50
電灯料金		
10ワットまでの1灯につき	115.50	10.50
10ワットをこえ20ワットまでの1灯につき	209.47	19.04
20ワットをこえ40ワットまでの1灯につき	397.42	36.13
40ワットをこえ60ワットまでの1灯につき	585.37	53.22
60ワットをこえ100ワットまでの1灯につき	961.26	87.39
100ワットをこえる1灯につき	480.70	43.70
50ワットまでごとに		
小型機器料金		
50ボルトアンペアまでの1機器につき	376.73	34.25
50ボルトアンペアをこえ	668.72	60.79
100ボルトアンペアまでの1機器につき		
100ボルトアンペアをこえる1機器につき	334.37	30.40
50ボルトアンペアまでごとに		

区分および単位	料金率等	消費税等相当額
	円	円
従量電灯 A		
最低料金		
1 契約につき最初の 15 キロワット時まで	712. 67	64. 79
電力量料金		
15 キロワット時をこえ 120 キロワット時までの 1 キロワット時につき	32. 83	2. 98
120 キロワット時をこえ 300 キロワット時までの 1 キロワット時につき	39. 51	3. 59
300 キロワット時をこえる 1 キロワット時につき	41. 63	3. 78
従量電灯 B		
基本料金		
契約容量 1 キロボルトアンペアにつき	431. 90	39. 26
電力量料金		
最初の 120 キロワット時までの 1 キロワット時につき	30. 14	2. 74
120 キロワット時をこえ 300 キロワット時までの 1 キロワット時につき	36. 23	3. 29
300 キロワット時をこえる 1 キロワット時につき	38. 10	3. 46
時間帯別電灯		
基本料金		
1 契約につき最初の 10 キロボルトアンペアまで	1, 482. 30	134. 75
上記をこえる 1 キロボルトアンペアにつき	464. 30	42. 21
電力量料金		
昼間時間		
最初の 90 キロワット時までの 1 キロワット時につき	38. 31	3. 48
90 キロワット時をこえ 220 キロワット時までの 1 キロワット時につき	43. 91	3. 99
220 キロワット時をこえる 1 キロワット時につき	44. 95	4. 09
夜間時間		
1 キロワット時につき	30. 40	2. 76
最低月額料金		
1 契約につき	612. 70	55. 70

区分および単位	料金率等	消費税等相当額
	円	円
ファミリータイム〔プランⅠ〕		
基本料金		
1 契約につき最初の 10 キロボルトアンペアまで	2,472.30	224.75
上記をこえる 1 キロボルトアンペアにつき	464.30	42.21
電力量料金		
デイトタイム		
1 キロワット時につき		
夏季料金	47.48	4.32
その他季料金	42.67	3.88
ファミリータイム		
1 キロワット時につき	42.43	3.86
ナイトタイム		
1 キロワット時につき	30.40	2.76
最低月額料金		
1 契約につき	612.70	55.70
電化住宅割引上限額		
1 契約につき	3,300.00	300.00
ファミリータイム〔プランⅡ〕		
基本料金		
1 契約につき最初の 10 キロボルトアンペアまで	1,482.30	134.75
上記をこえる 1 キロボルトアンペアにつき	464.30	42.21
電力量料金		
デイトタイム		
1 キロワット時につき		
夏季料金	50.81	4.62
その他季料金	45.68	4.15
ファミリータイム		
1 キロワット時につき	45.44	4.13
ナイトタイム		
1 キロワット時につき	30.40	2.76
最低月額料金		
1 契約につき	612.70	55.70
電化住宅割引上限額		
1 契約につき	3,300.00	300.00

区分および単位	料金率等	消費税等相当額
	円	円
電灯ピークシフトプラン		
基本料金		
1 契約につき最初の 10 キロボルトアンペアまで	1,482.30	134.75
上記をこえる 1 キロボルトアンペアにつき	464.30	42.21
電力量料金		
ピーク時間		
1 キロワット時につき	57.19	5.20
オフピーク時間		
最初の 90 キロワット時までの	37.35	3.40
1 キロワット時につき		
90 キロワット時をこえ 220 キロワット時までの	42.93	3.90
1 キロワット時につき		
220 キロワット時をこえる 1 キロワット時につき	44.95	4.09
夜間時間		
1 キロワット時につき	30.40	2.76
最低月額料金		
1 契約につき	612.70	55.70
臨時電灯 A		
1 日につき		
総容量が 50 ボルトアンペアまでの場合	11.98	1.09
総容量が 50 ボルトアンペアをこえ	23.96	2.18
100 ボルトアンペアまでの場合		
総容量が 100 ボルトアンペアをこえ	23.96	2.18
500 ボルトアンペアまでの場合		
100 ボルトアンペアまでごとに		
総容量が 500 ボルトアンペアをこえ	239.58	21.78
1 キロボルトアンペアまでの場合		
総容量が 1 キロボルトアンペアをこえ	239.58	21.78
3 キロボルトアンペアまでの場合		
1 キロボルトアンペアまでごとに		
臨時電灯 B		
最低料金		
1 契約につき最初の 15 キロワット時まで	882.52	80.23
電力量料金		
上記をこえる 1 キロワット時につき	45.05	4.10

区分および単位	料金率等	消費税等相当額
	円	円
臨時電灯C		
基本料金		
契約容量1キロボルトアンペアにつき	512.71	46.61
電力量料金		
1キロワット時につき	41.16	3.74
公衆街路灯A		
需要家料金		
1契約につき	99.00	9.00
電灯料金		
10ワットまでの1灯につき	110.28	10.03
10ワットをこえ20ワットまでの1灯につき	201.77	18.34
20ワットをこえ40ワットまでの1灯につき	384.77	34.98
40ワットをこえ60ワットまでの1灯につき	567.77	51.62
60ワットをこえ100ワットまでの1灯につき	933.76	84.89
100ワットをこえる1灯につき	466.88	42.44
50ワットまでごとに		
小型機器料金		
50ボルトアンペアまでの1機器につき	361.33	32.85
50ボルトアンペアをこえ	645.62	58.69
100ボルトアンペアまでの1機器につき		
100ボルトアンペアをこえる1機器につき	322.82	29.35
50ボルトアンペアまでごとに		
公衆街路灯B		
最低料金		
1契約につき最初の15キロワット時まで	680.77	61.89
電力量料金		
上記をこえる1キロワット時につき	31.55	2.87
公衆街路灯C		
基本料金		
契約容量1キロボルトアンペアにつき	393.40	35.76
電力量料金		
1キロワット時につき	29.23	2.66

区分および単位	料金率等	消費税等相当額
	円	円
低圧高負荷契約 基本料金 契約電力1キロワットにつき 電力量料金 1キロワット時につき 夏季料金 その他季料金	 1,556.53 30.97 29.64	 141.50 2.82 2.69
低圧電力 基本料金 契約電力1キロワットにつき 電力量料金 1キロワット時につき 夏季料金 その他季料金	 1,147.85 26.98 25.69	 104.35 2.45 2.34
臨時電力 定額制供給の場合 契約電力1キロワット1日につき 従量制供給の場合 電力量料金 1キロワット時につき 夏季料金 その他季料金	 296.67 31.58 30.10	 26.97 2.87 2.74
農事用電力A（かんがい排水需要） 基本料金 契約電力1キロワットにつき 電力量料金 1キロワット時につき 夏季料金 その他季料金	 823.90 22.79 21.86	 74.90 2.07 1.99

区分および単位	料金率等	消費税等相当額
	円	円
農事用電力B（脱穀調整需要）		
定額制供給の場合		
契約使用期間		
最初の30日まで		
契約電力		
0.5キロワット	4,362.88	396.63
1キロワット	6,629.30	602.66
2キロワット	11,239.44	1,021.77
3キロワット	15,877.74	1,443.43
4キロワット	19,482.71	1,771.16
5キロワット	23,098.30	2,099.85
30日をこえる1日につき		
契約電力		
0.5キロワット	56.03	5.09
1キロワット	94.85	8.62
2キロワット	200.41	18.22
3キロワット	303.85	27.62
4キロワット	414.84	37.71
5キロワット	522.60	47.51
農事用電力C（育苗・栽培需要）		
定額制供給の場合		
契約電力1キロワットにつき		
最初の30日まで	10,672.48	970.23
30日をこえる1日につき	355.74	32.34
低圧季節別時間帯別電力		
基本料金		
1契約につき最初の3キロワットまで	3,774.65	343.15
上記をこえる1キロワットにつき	1,202.85	109.35
電力量料金		
昼間時間		
1キロワット時につき		
夏季料金	28.87	2.62
その他季料金	27.15	2.47
夜間時間		
1キロワット時につき	25.80	2.35

区分および単位	料金率等	消費税等相当額
深夜電力A 1契約につき	円 3,133.15	円 284.83
深夜電力B 基本料金 契約電力1キロワットにつき 電力量料金 1キロワット時につき	359.85 30.40	32.71 2.76
第2深夜電力 基本料金 契約電力1キロワットにつき 電力量料金 1キロワット時につき	359.85 30.40	32.71 2.76
融雪用電力 基本料金 契約電力1キロワットにつき 契約使用期間の最初の3月まで 3月超過 電力量料金 1キロワット時につき	2,545.40 697.40 28.67	231.40 63.40 2.61

(2) 附則3 (料金前払契約のお客さまについての特別措置) に定める料金率等

区分および単位	料金率等	消費税等相当額
1需給契約ごと1月につき	円 22.00	円 2.00

(3) 附則4 (低圧蓄熱調整契約のお客さまについての特別措置) に定める料金率等

区分および単位	料金率等	消費税等相当額
1キロワット1時間1月につき	円 660.00	円 60.00

(4) 別表2 (燃料費調整) に定める基準単価

区分および単位	基準単価	消費税等相当額
	円	円
定額制供給の場合		
定額電灯および公衆街路灯A		
電灯		
10ワットまでの1灯につき	0.825	0.075
10ワットをこえ20ワットまでの1灯につき	1.649	0.150
20ワットをこえ40ワットまでの1灯につき	3.298	0.300
40ワットをこえ60ワットまでの1灯につき	4.948	0.450
60ワットをこえ100ワットまでの1灯につき	8.246	0.750
100ワットをこえる1灯につき	4.123	0.375
50ワットまでごとに		
小型機器		
50ボルトアンペアまでの1機器につき	2.463	0.224
50ボルトアンペアをこえ	4.926	0.448
100ボルトアンペアまでの1機器につき		
100ボルトアンペアをこえる1機器につき	2.463	0.224
50ボルトアンペアまでごとに		
臨時電灯A		
1日につき		
総容量が50ボルトアンペアまでの場合	0.066	0.006
総容量が50ボルトアンペアをこえ	0.133	0.012
100ボルトアンペアまでの場合		
総容量が100ボルトアンペアをこえ	0.133	0.012
500ボルトアンペアまでの場合		
100ボルトアンペアまでごとに		
総容量が500ボルトアンペアをこえ	1.329	0.121
1キロボルトアンペアまでの場合		
総容量が1キロボルトアンペアをこえ	1.329	0.121
3キロボルトアンペアまでの場合		
1キロボルトアンペアまでごとに		
臨時電力		
契約電力1キロワット1日につき	1.397	0.127

区分および単位	基準単価	消費税等相当額
	円	円
農事用電力B（脱穀調整需要）		
1日につき		
契約電力		
0.5キロワット	0.349	0.032
1キロワット	0.699	0.064
2キロワット	1.397	0.127
3キロワット	2.094	0.190
4キロワット	2.793	0.254
5キロワット	3.491	0.317
農事用電力C（育苗・栽培需要）		
契約電力1キロワット1日につき	2.515	0.229
深夜電力A		
1契約につき	21.230	1.930
従量制供給の場合		
従量電灯A、臨時電灯Bおよび公衆街路灯B		
最低料金		
1契約につき最初の15キロワット時まで	3.185	0.290
電力量料金		
上記をこえる1キロワット時につき	0.212	0.019
上記以外の場合		
1キロワット時につき	0.212	0.019

(5) 別表3 (離島ユニバーサルサービス調整) に定める離島基準単価

区分および単位	離島基準単価	消費税等相当額
	円	円
定額制供給の場合		
定額電灯および公衆街路灯A		
電灯		
10ワットまでの1灯につき	0.004	0.000
10ワットをこえ20ワットまでの1灯につき	0.009	0.001
20ワットをこえ40ワットまでの1灯につき	0.018	0.002
40ワットをこえ60ワットまでの1灯につき	0.025	0.002
60ワットをこえ100ワットまでの1灯につき	0.043	0.004
100ワットをこえる1灯につき	0.021	0.002
50ワットまでごとに		
小型機器		
50ボルトアンペアまでの1機器につき	0.013	0.001
50ボルトアンペアをこえ	0.025	0.002
100ボルトアンペアまでの1機器につき		
100ボルトアンペアをこえる1機器につき	0.013	0.001
50ボルトアンペアまでごとに		
臨時電灯A		
1日につき		
総容量が50ボルトアンペアまでの場合	0.000	0.000
総容量が50ボルトアンペアをこえ	0.001	0.000
100ボルトアンペアまでの場合		
総容量が100ボルトアンペアをこえ	0.001	0.000
500ボルトアンペアまでの場合		
100ボルトアンペアまでごとに		
総容量が500ボルトアンペアをこえ	0.007	0.001
1キロボルトアンペアまでの場合		
総容量が1キロボルトアンペアをこえ	0.007	0.001
3キロボルトアンペアまでの場合		
1キロボルトアンペアまでごとに		
臨時電力		
契約電力1キロワット1日につき	0.008	0.001

区分および単位	離島基準単価	消費税等相当額
	円	円
農事用電力B（脱穀調整需要）		
1日につき		
契約電力		
0.5キロワット	0.002	0.000
1キロワット	0.003	0.000
2キロワット	0.008	0.001
3キロワット	0.011	0.001
4キロワット	0.014	0.001
5キロワット	0.018	0.002
農事用電力C（育苗・栽培需要）		
契約電力1キロワット1日につき	0.013	0.001
深夜電力A		
1契約につき	0.110	0.010
従量制供給の場合		
従量電灯A、臨時電灯Bおよび公衆街路灯B		
最低料金		
1契約につき最初の15キロワット時まで	0.017	0.002
電力量料金		
上記をこえる1キロワット時につき	0.001	0.000
上記以外の場合		
1キロワット時につき	0.001	0.000